

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年6月5日（平成29年（行情）諮問第221号）

答申日：平成30年3月15日（平成29年度（行情）答申第527号）

事件名：特定新聞が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日付け特定新聞が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て。＊電子データが存在する場合は、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成18年9月4日付け情報公開第02553号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

平成18年6月7日付け情報公開第01731号で開示された「在上海総領事館の館員の死亡」に、外務省員に対する各種研修において、諜報活動への対応を含む秘密保全に関する指導が行われていることを示す記述がある。したがって存否応答拒否は意味をなさない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、異議申立人が平成18年7月3日付けで行った開示請求「特定日付け特定新聞が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て。＊電子データが存在する場合は、それを希望。」に対し、法8条の規定に基づき、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否する原処分を行った（平成18年9月4日付け情報公開第02553号）。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、平成18年6月11日付けで特定

新聞に掲載された、外務省がまとめた諜報工作対応強化策に関する文書であるが、今次開示請求において言及された新聞記事の内容は、外務省が公表した内容に基づくものではなく、また外務省が新聞記事に掲載された事実の有無について自発的に公表したり、取材等に回答した経緯はない。

3 本件処分について

本件開示請求は、特定新聞の記事の記載に基づき、外務省において諜報工作対応策がとられていることを前提として、外務省がまとめた諜報工作対応策に関する文書を請求するものである。しかしながら、外務省において、秘密保全体制一般に関する研修等を行っていることは公表されているが、外務省員に対する他国の諜報工作機関等による工作活動については、外務省が具体的にいかなる防衛策を講じているかについて公表した事実はない。

また、本件開示請求に対して、その請求対象となっている文書の存否を明らかにすることにより、外務省が他国の諜報工作機関等による工作活動について、いかなる事態に備えているのか又はいないのかが明らかとなり、結果として、我が国に対する諜報工作に対する防衛策に影響を及ぼし、我が国の安全が害されるおそれがあることから、外務省における本件開示請求の対象文書の存否に係る情報は、法5条3号の不開示情報に該当すると判断し、存否応答拒否とする決定を行ったものである。

なお、諮問庁は、平成18年5月に「情報工作対策の研修資料」（06年5月5日付け特定新聞紹介）」との類似の開示請求を受け、存否応答拒否の決定を行ったのに対し、異議申立てを受け、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した結果、当該決定は妥当であるとの答申を得た経緯がある（平成18年度（行情）答申329号）。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、平成18年6月7日付け情報公開第01731号で開示された「在上海総領事館の館員の死亡」に、外務省員に対する各種研修において、諜報活動への対応を含む秘密保全に関する指導が行われていることを示す記述があるため、存否応答拒否は意味をなさないと主張する。

しかしながら、上述のとおり、本件対象文書の存否を認めることは、外務省が他国の情報工作機関等による工作活動に対していかなる防衛策を講じているかを明らかにすることであり、外務省員に対する更に効果的な情報工作活動の実施を惹起し、その実施を可能にする等、国の安全を害するおそれがあると言えることから、異議申立人の主張はあたらない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月23日 審議
- ④ 同年3月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定日付け特定新聞が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て。*電子データが存在する場合は、それを希望。」である。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えることは法5条3号の不開示情報を開示することになるとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

諮問庁は、本件対象文書につき存否応答を拒否する理由として、外務省員に対する他国の諜報工作機関等による工作活動については、外務省が具体的にいかなる防衛策を講じているかについて公表しておらず、また、本件開示請求に対して、その請求対象となっている文書の存否を明らかにすることにより、外務省が他国の諜報工作機関等による工作活動について、いかなる事態に備えているのか又はいないのかが明らかとなり、結果として、国の安全を害するおそれがあることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは法5条3号の不開示情報を開示することとなると説明する。

上記諮問庁の説明について検討すると、外務省において秘密保全体制に関する研修等を行っていることは公表しているものの、外務省職員に対する他国の諜報工作機関等による工作活動につき、外務省が具体的にいかなる防衛策を講じているかに関しては公表した事実はなく、仮に具体的な防衛策としての特定新聞が報じた内容の諜報工作対応強化策に係る文書の存否を明らかにすることとなれば、上記諮問庁の説明のとおり、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることに相当の理由があり、本件対象文書の存否に関する情報は法5条3号の不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条3号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 付言

本件諮問は、異議申立て後、約10年8か月が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの

説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久